

第一項 教員俸給金
第二項 赴任旅費金

同様式備考一ヲ左ノ如ク改ム

一 昭和十六年度分迄ハ歳入經常部第一款中第二項ヲ削リ第三項ヲ第二項、第四項ヲ第三項トシ第二款ニ左ノ一項ヲ加ヘ記載スベシ

第九項 家屋税 金

府縣歳入歳出豫算様式ノ二及府縣歳入歳出豫算様式ノ三ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十四年度分以前ノ財務ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

第四部 舊新對比之部

地方税ニ關スル法律

(大正十五年三月法律第二十四號)

- 第一條
- 第二條
- 第三條
- 第四條
- 第五條
- 第六條
- 第七條
- 第八條
- 第九條
- 第十條

舊新對比之部

新地方税法

- 第四十四條、第四十八條
- 第四十四條第二項
- 第四十六條、第六十一條
- 分賦制度廢止
- 附加税段別割併課廢止
- 第四十五條、第五十九條
- 第四十六條、第六十一條
- 第四十五條、第五十九條
- 地方家屋税廢止、分與税及附加税トナル
- 同 右

- 第十一條
- 第十二條
- 第十三條
- 第十四條
- 第十五條
- 第十六條
- 第十七條
- 第十八條
- 第十九條
- 第二十條
- 第二十一條
- 第二十二條
- 第二十三條
- 第二十四條
- 第二十五條
- 第二十六條
- 第二十七條

同 右 但シ第三號ハ第十三條
分賦制度廢止

地方家屋稅廢止、分與稅及附加稅トナル
地方營業稅廢止、分與稅及附加稅トナル

同 右

分賦制度廢止

第十三條

第四十六條、第六十一條

第四十八條

第十三條

第四十九條乃至第五十六條

戶數割廢止市町村民稅トナル

同 右

同 右

同 右

同 右

同 右

第二十八條

同 右

地方稅ニ關スル法律施行ニ關スル件

(大正十五年十一月勅令第三百三十九號)

- 第一條
- 第二條
- 第三條
- 第四條
- 第五條
- 第六條
- 第八條

地方家屋稅廢止、分與稅及附加稅トナル

同 右

同 右

第十條

第十條

第十條

第四十六條

- 第九條
- 第十條
- 第十一條
- 第十二條
- 第十三條
- 第十四條
- 第十五條
- 第十六條
- 第十七條
- 第十八條
- 第十九條
- 第二十條
- 第二十一條
- 第二十二條
- 第二十三條
- 第二十四條
- 第二十五條

分賦制度廢止

第六十一條

第六十一條

地方營業稅廢止、分與稅及附加稅トナル

同 右

同 右

第十條

第六十一條

第四十八條

第十條

第四十九條乃至第五十六條

府縣獨立稅附加稅ノ法令上ノ制限撤廢

戶數割廢止、市町村民稅トナル

同 右

同 右

同 右

同 右

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

同 右

同 右

第八十四條

戶數割廢止市町村民稅トナル

地方稅ニ關スル法律施行規則

(大正十五年十一月內務大藏省令)

第一條

第二條

第三條

舊新對比之部

地方家屋稅廢止、分與稅及附加稅トナル

地方營業稅廢止、分與稅及附加稅トナル

同 右

- 第四條
- 第五條
- 第六條
- 第八條
- 第九條
- 第十條
- 第十一條
- 第十二條
- 第十三條
- 第十四條
- 第十八條
- 第十九條
- 第二十條
- 第二十一條
- 第二十二條
- 第二十三條
- 第二十四條

- 第五十條、第六十七條
- 第五十一條、第六十八條、第六十九條
- 第五十二條、第七十條
- 第七十三條
- 第五十五條
- 第七十二條
- 第五十三條
- 第五十四條
- 第五十六條
- 第三條
- 第三條、第十三條
- 戶數割廢止、市町村民稅トナル
- 同 右
- 同 右
- 同 右
- 同 右
- 同 右

- 第二十五條
- 第二十六條
- 第二十七條
- 第二十八條

- 同 右
- 同 右
- 同 右
- 同 右

地方稅制限ニ關スル法律

(明治四十一年三月法律第三十七號)

- 第一條
- 第二條
- 第三條
- 第四條
- 第五條
- 第六條

- 第四十四條、第六十一條、第四十八條、第四十九條
- 第四十四條、第六十條
- 所得稅附加稅廢止、分與稅トナル
- 分賦制度廢止
- 第四十四條、第六十條
- 第八十四條

昭和十五年五月二十日 印刷
昭和十五年五月廿五日 發行

新舊 新地方稅法並關係法規
對比

定價金壹圓六拾錢

不許複製

著者

自治館編輯局

代表者兼
發行者

東京市神田區神保町三丁目八番地
金田東江

印刷者

東京市麹町區飯田町一ノ五
須藤西壽

發行所

東京市神田區
神保町三丁目

自治館

振替口座東京一八九八七
電話九段一五〇五

内務省地方局 五十嵐鑛三郎外二氏共著

市制 町村制 逐條示解

菊列紙數約千三百頁
定價（並上製）金六圓
送料（内地）三十三錢
（海外）六十二錢

唯一の定本

市町村制に付き近時行はるる一二の解釋書が抽象的論理的演繹に急なるの餘り屢々現實無視の生硬偏狹なる見解を主張して地方自治關係者を當惑せしめ、これに原因する實業に内務省地方局が煩はされつつあるは極めて遺憾なり、弊館發行「逐條示解」にありてはかかる危険は全く存在することなし、各條文につき立法理由より説起し各項、各事項毎に詳密なる解説を加ふるに際しては自治行政多年の體驗と研鑽とによりて鍛へられたる著者（就中、五十嵐鑛三郎氏は人も知る内務行政の最大家にして内務省地方局の生字引なり）は關係法令・判例・行政例を豊富に引用しつつ總て現行の定説を基本として最も具體的妥當適切に問題を解決し、その他運用上に付ての細心なる注意を與ふ、大正元年初版發行以來江湖絶讃のうち出版を重ねる六十五、頒布部數數十萬、その間法令改正の度に改修の手を加へ、説明の補足及新陳代謝による實例の加除にも周到を極め、益々完璧の度を高めたり、「市制町村制解釋の定本」とは實に二十七年間の試練を通して確立せられたる貴重なる定評なり、校正嚴密、活字密植、價格亦犧牲的低廉なり、陸續注文あらんことを

發行所 東京神田神保町

自治館

403
54

